「家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案等についての意見・情報の募集」の結果について

令和７年９月 29 日
農林水産省消費・安全局

この度、「家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案等」について、令和７年７月 16 日から８月 14 日までの期間、広く国民の皆様から意見･情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、24 名の方から御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を適宜要約等の上、集約、整理した上で、御意見に対する考え方を別紙１のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別紙２～５のとおり家畜伝染病予防法施行規則の一部改正等を行うこととしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】
農林水産省消費・安全局動物衛生課
電話：03-3502-5994